

## 多様な性に関する行政サービスの見直し等について

### 1 基本的な考え方

#### （1）性的指向について

法令による制約などのやむを得ない理由がある場合を除き、パートナーを配偶者や家族・親族等と同等に取り扱う方向で、行政サービスの適用及び手続きの見直し等に取り組む。

その際、パートナーシップ制度の利用を要件とする必要性について十分に検討するとともに、サービスの目的などを踏まえ、パートナー以外の者に対する公平な取り扱いにも配慮する。

#### （2）性自認について

法令による制約などのやむを得ない理由がある場合を除き、性自認に関わらず、誰もが行政サービスを公平に利用できるよう、行政サービスの適用及び手続きの見直し等に取り組む。

その際、当事者に不利益や逆差別を生じたり、過度な行政負担を生じたりすることのないよう、サービスの適用や手続きについて、必要かつ合理的な範囲で変更・調整を行う。

### 2 見直し等の内容

※ 「●」の項目は、パートナーシップ制度の利用者を対象とする。

#### （1）相談対応

- 民間団体などによる既設の相談窓口の周知や連携に努めるほか、関係団体等と協議を行い、相談支援のあり方について引き続き検討する。

#### （2）多様な性に関する普及啓発

- 市民向け講座やパネル展の開催など、市民向けの啓発に取り組む。
- パートナーシップ制度の導入にあわせ、事業者向けハンドブック等を作成し、制

度への理解や協力を呼びかける。また、企業等における好事例の情報発信などについて引き続き検討する。

### (3) 交流機会

- 関係団体等などと連携し、当事者と行政との定期的な意見交換を行う。

### (4) 医療・福祉

- 現時点で LGBT 等に対応している以下の情報について、多様な性に関するホームページに掲載する。
  - ・救急搬送時のパートナーへの病状説明、救急車への同乗
  - ・生活保護における同一世帯の認定
  - ・同一世帯としての国民健康保険への加入
  - ・国民健康保険及び介護保険の被保険者証における通称表記、性別の裏面表記
  - ・身体等に障害のある方と生計を一にする方が所有する軽自動車税の免除
  - ・LGBT 等を含む自殺予防のための普及啓発

### (5) 住宅

- 現時点で LGBT 等に対応している住宅関連の補助金について、多様な性に関するホームページに掲載する。
- 市営住宅におけるパートナーの入居および手続きについて、パートナーシップ制度導入決定後、配偶者と同等に取り扱う方向で手続きを進める。

### (6) 学校教育

- 現時点で LGBT 等に対応している制服や学校施設の利用について、多様な性に関するホームページに掲載する。
- 教職員の資質能力向上のため、引き続き研修や啓発資料の配付などを行うほか、国・道の通知等に基づく取り組みの促進や、他の自治体での優れた実践の周知をはかる。

### (7) 防災・防犯

- 現時点で LGBT 等に対応している犯罪被害者等の支援について、多様な性に関するホームページに掲載する。
- 避難所における性別記載について様式等を見直すほか、避難所運営等に関する市

職員の研修や防災訓練を通じ多様な性に関する配慮等について周知する。また、避難所の窓口に男女両方の係員を配置するほか、各避難所の状況等を勘案した上で、可能な範囲内で、性別によらず利用できるトイレの確保に努める。

#### （8）市職員・その他

- 職員ガイドラインについて、多目的トイレ、避難所について取り組みを具体化するほか、職員研修などを通じ定着をはかる。
- 市職員の各種休暇と手当制度について、パートナーシップ制度の導入後、基本的に法律婚・事実婚と同様に取り扱うこととする。
- 2者が住民票上同一世帯である場合、税証明の申請に係る委任状を不要とする。
- 現時点でLGBT等に対応している以下の情報について、多様な性に関するホームページに掲載する。
  - ・同一世帯としての住民登録
  - ・市民靈園や合葬墓の利用、墓地の使用権の承継